

法人文書の開示実施方法並びに開示請求及び開示実施に係る手数料の額並びに手数料の減額及び免除について

15-G-29

平成 15 年 10 月 1 日

改正 平成 18 年 3 月 30 日 17-G-19

標記に関し、独立行政法人国際交流基金情報公開手続細則（平成 15 年度細則第 26 号）の詳細を下記のとおり定めたので、通知する。

## 記

（法人文書の開示の実施の方法）

1 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

(1) 文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。）  
当該文書又は図画。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）（以下「法」という。）第 15 条第 1 項ただし書が適用される場合にあつては、次項第 1 号イに定めるものとする。

(2) マイクロフィルム

当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを A1 判以下の大きさの用紙に印刷したもの。

(3) 写真フィルム

当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

(4) スライド（第 5 項に規定する場合におけるものを除く。次項第 4 号において同じ。）

当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

(1) 文書又は図画（次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。）  
次に掲げるもの（口及びハに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、独立行政法人国際交流基金（以下

「基金」という。)がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)

イ 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したもの(口に掲げるものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの

ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したもの

ハ 当該文書又は図画をスキャナによって読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。)又は光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。)に複写したもの

(2) マイクロフィルム

当該マイクロフィルムをA4判の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したもの。

(3) 写真フィルム

当該写真フィルムを印画紙に印画したもの。

(4) スライド

当該スライドを印画紙に印画したもの。

3 次の各号に掲げる電磁的記録の開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)又は録音ディスク

次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク

次に掲げる方法

- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
  - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複製したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号、次号又は次項に該当するものを除く。）  
次に掲げる方法であって、基金がその保有するプログラムにより行うことができるもの
- イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
  - ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表第1の7の項ロにおいて同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴
  - ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）
  - ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
  - ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複製したものの交付
- (4) 電磁的記録（前号ニ又はホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であって、基金がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
- イ 前号イからハマまでに掲げる方法
  - ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ（日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表中7の項リにおいて同じ。）に複製したものの交付
  - ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。別表中7の項ヌにおいて同じ。）に複製したものの交付
  - ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表中7の項ルにおいて同じ。）に複製したものの交付
  - ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6127、X6129、X6130又はX6137

に適合するものに限る。別表中7の項ヲにおいて同じ。)に複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(手数料の額)

6 開示請求及び開示実施に係る手数料の額については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号)を準用するものとし、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)

開示請求に係る法人文書1件につき300円

- (2) 開示実施手数料

開示を受ける法人文書1件につき、別表第1の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。なお、次のイからへのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからへに定める額とする。

イ 法第12条第1項の規定に基づき、事案が他の独立行政法人等に移送された場合、当該独立行政法人等が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額(以下、この号において「開示請求手数料相当額」という。)

- ロ 法第13条第1項の規定に基づき、事案が行政機関に移送された場合、「行政機関等の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第142号）（以下「行政機関情報公開法」という。）」第16条第1項の規定に基づき定める開示請求手数料相当額。
  - ハ 法第12条第1項の規定に基づき、事案が他の独立行政法人から移送された場合（ホに掲げる場合を除く。）、基金が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求手数料相当額。
  - ニ 法第13条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合、開示請求手数料相当額のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する他の独立行政法人等の長が分担するものとして、基金と協議して定める額。
  - ホ 行政機関情報公開法第12条第2項の規定に基づき、事案が行政機関から移送された場合（トに掲げる場合を除く。）、基金が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求手数料相当額。
  - ヘ 行政機関情報公開法第12条の2の規定に基づき、基金に行政文書の一部について移送した場合、行政機関情報公開法施行令に定められた開示請求手数料相当額300円のうち行政機関情報公開法第14条の規定に基づき開示を実施する行政機関の長が分担するものとして、基金と協議して定める額。
  - ト 1件の事案が複数の行政機関の長又は独立行政法人等に分割して移送された場合は、開示決定等を早く行った行政文書又は法人文書について、前条に定められた手数料相当額の控除措置を適用し、なお控除可能な残額がある場合は、次に開示決定等を行った行政文書又は法人文書において控除可能残額を控除することとする。
- 7 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
- (1) 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じく

することが適当であるものに限る。)の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

(手数料の減免)

- 8 (1) 理事長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- (2) 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を基金に提出しなければならない。
- (3) 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- (4) 第1項の規定によるもののほか、理事長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

(郵送料)

- 9 法人文書の開示を受ける者は、手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。

(手数料等の納付)

- 10 (1) 手数料は、基金が指定する口座に納付しなければならない。ただし、開示請求者が法人文書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料を情報公開窓口において現金で納付する場合はこの限りではない。
- (2) 法人文書の写しの送付を求める場合の郵送料は、前項に掲げる方法のほか郵便切手により納付することができる。

前文（抄）（平成18年3月30日 17-G-19）

平成18年4月1日から適用する。

別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画 (2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100円/100枚
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	100円/枚に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く)	10円/枚(A2判については40円、A1判については80円)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	20円/枚(A2判については140円、A1判については180円)
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	120円/1枚(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては520円)に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナによって読み取ってできた電磁的記録をFDに複写したものの交付	50円/FD1枚に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナによって読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付	100円/CD-R1枚に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナによって読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付	120円/DVD-R1枚に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	10円/枚
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	290円/巻
	ハ 用紙に印刷したものの交付	80円/1枚(A3判については140円、A2判については370円、A1版については690円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	10円/枚
	ロ 印画紙に印画したものの交付	30円/枚(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては430円)
4 スライド(9の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	390円/巻
	ロ 印画紙に印画したものの交付	100円/枚(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては1,300円)
5 録音テープ (9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	290円/巻
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	430円/巻

6	ビデオテープ 又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	290 円／巻
		ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	580 円／巻
7	電磁的記録 (5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	200 円／100 枚
		ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	410 円／1 ファイル
		ハ 用紙に出力したものの交付 (ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	10 円／枚
		ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	20 円／枚
		ホ FDに複写したものの交付	50 円／枚に1ファイルごとに210円を加えた額
		ヘ CD-Rに複写したものの交付	100 円／枚に1ファイルごとに210円を加えた額
		ト DVD-Rに複写したものの交付	120 円／枚に1ファイルごとに210円を加えた額
		チ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	7,000 円／巻に1ファイルごとに210円を加えた額
		リ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	800 円／巻 (日本工業規格 X6135 に適合するものについては 2,500 円、国際規格 14833,15895 又は 15307 に適合するものについてはそれぞれ 8,600 円、10,500 円、12,900 円) に1ファイルごとに210円を加えた額
		ヌ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1,800 円／巻 (日本工業規格 X6142 に適合するものについては 2,600 円、国際規格 15757 に適合するものについては 3,200 円) に1ファイルごとに210円を加えた額
	ル 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	590 円／巻 (日本工業規格 X6129、X6130 又は X6137 に適合するものについてはそれぞれ 800 円、1,300 円又は 1,750 円) に1ファイルごとに210円を加えた額	
8	映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	390 円／巻

	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800 円（16 ミリメートル映画フィルムについては 13,000 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 10,100 円）に記録時間 10 分までごとに 2,750 円（16 ミリメートル映画フィルムについては 3,200 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 2,650 円）を加えた額
9 スライド及び録音テープ（第 1 条第 5 項に規定する場合におけるものに限る。）	イ 専用機器により再生したものの視聴	680 円／巻
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200 円（スライド 20 枚を超える場合にあつては、5,200 円にその超える枚数 1 枚につき 110 円を加えた額）
備考 1 の項ハ・ニ、2 の項ハ又は 7 の項ハ・ニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。		